

●香川県告示第468号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年10月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 西土指道 第2号
- 2 指 定 年 月 日 平成19年9月13日
- 3 指定道路の位置 観音寺市植田町字東下1696-1、1696-4、1715-2及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 5.00メートル及び5.13メートル
延長 9.85メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。